

県立体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第12号

県立体育館条例施行規則の一部を改正する規則

県立体育館条例施行規則（昭和42年岩手県規則第51号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
区 分	単 位	利用料金の上限額		区 分	単 位	利用料金の上限額	
		アマチュアスポーツに使用する 場合	その他の催し に使用する場 合			アマチュアス ポーツに使用 する場合	その他の催し に使用する場 合
会議室	[略]	円 <u>300</u>	円 <u>710</u>	会議室	[略]	円 <u>310</u>	円 <u>730</u>
ステージ	[略]	<u>300</u>	<u>940</u>	ステージ	[略]	<u>310</u>	<u>960</u>
選手控室	[略]	<u>250</u>	<u>490</u>	選手控室	[略]	<u>260</u>	<u>500</u>
放送設備	[略]	<u>300</u>	<u>710</u>	放送設備	[略]	<u>310</u>	<u>730</u>
電光掲示板	[略]	<u>360</u>	<u>710</u>	電光掲示板	[略]	<u>370</u>	<u>730</u>
総合演技台	[略]	<u>1,460</u>	<u>2,870</u>	総合演技台	[略]	<u>1,490</u>	<u>2,940</u>
ピアノ	[略]	<u>570</u>	<u>1,150</u>	ピアノ	[略]	<u>580</u>	<u>1,180</u>
[略]				[略]			
椅子（1人用）	[略]		<u>40</u>	椅子（1人用）	[略]		<u>50</u>
[略]				[略]			
体操用具	[略]	<u>1,170</u>	<u>2,350</u>	体操用具	[略]	<u>1,200</u>	<u>2,400</u>
新体操用マット	[略]		<u>410</u>	新体操用マット	[略]		<u>420</u>
バスケットボール用具	[略]		<u>360</u>	バスケットボール用具	[略]		<u>370</u>
[略]				[略]			
テニス用具	[略]	<u>40</u>	[略]	テニス用具	[略]	<u>50</u>	[略]
ハンドボール用具	[略]	<u>40</u>	[略]	ハンドボール用具	[略]	<u>50</u>	[略]
[略]				[略]			
フットサル用具	[略]	<u>40</u>	[略]	フットサル用具	[略]	<u>50</u>	[略]
トランポリン	[略]		<u>360</u>	トランポリン	[略]		<u>370</u>
レスリングマット	[略]		<u>410</u>	レスリングマット	[略]		<u>420</u>

[略]			
ロングマッ ト	[略]	<u>40</u>	[略]
[略]			

[略]			
ロングマッ ト	[略]	<u>50</u>	[略]
[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。